

鹿角市告示第 9 3 号

下記施設の指定管理者を次のとおり指定したので、鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年鹿角市規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、告示する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

鹿角市長 関 厚

記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称及び事務所の所在地	指定の期間
鹿角市花輪市民センター	花輪地域づくり協議会 (鹿角市花輪字八正寺 1 3 番地)	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで (5 年)
鹿角市十和田市民センター及びその附属施設	十和田地域づくり協議会 (鹿角市十和田毛馬内字城ノ下 7 番地 5)	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで (5 年)
鹿角市尾去沢市民センター及びその附属施設	尾去沢市民センター協議会 (鹿角市尾去沢字軽井沢 4 6 番地 5)	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで (5 年)
鹿角市八幡平市民センター及びその附属施設	八幡平地域づくり協議会 (鹿角市八幡平字小豆沢碓 1 1 4 番地)	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで (5 年)